

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和6年度 第4回

令和6年8月21日（水）開催

1 日 時 令和6年8月21日(水) 10時30分～11時15分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

加賀谷賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示(写)

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について

- (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出(写)
- (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出(写)
- (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出(写)
- (4) 秋田県農業協同組合労働組合からの異議申出(写)
- (5) 中通病院労働組合からの異議申出(写)
- (6) 市立横手病院労働組合からの異議申出(写)
- (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出(写)
- (8) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出(写)
- (9) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出(写)
- (10) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出(写)
- (11) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出(写)

(12) 全日本年金者組合秋田県本部からの異議申出(写)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第4回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上」の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

○長岐会長

世間ではお盆が終わって、これから異議審と特定の審議が始まります。

本日審議する議題は、議題1. 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて、議題2. 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について、議題3. その他となっております。

それでは、議題1の「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」審議を行ないます。

はじめに、事務局から公示の結果を報告して下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、異議申出の公示結果についてご報告いたします。

『「改正決定公示の結果」(異議申出の概要)』を、机上配付させていただいております。

令和6年8月5日に開催されました第3回本審の終了後、本日の資料1にあります公示文の写のとおり、秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行いました。

この公示に対しまして、提出期限であります令和6年8月20日までに、資料目次2のとおり(1)から(12)までの12団体から異議申出が提出されました。

それぞれの異議申出書につきましては、資料の3ページからその写を添付しております。

提出のあった団体名をご紹介します。①秋田県労働組合総連合②秋田県春闘共闘懇談会③秋田県医療労働組合連合会④秋田県農業協同組合労働組合⑤中通病院労働組合⑥市立横手病院労働組合⑦秋田県高等学校教職員組合⑧日本自治体労働組合連合秋田県本部⑨秋田県公務公共一般労働組合⑩全日本建設交運一般労働組合秋田県本部⑪秋田県地域一般労働組合⑫全日本年金者組合秋田県本部の12団体で、すべて労働者側からの異議申出となります。

異議申出は、医療の現場や学校教育の現場など多様な方面からのものではありますが、

その内容としましては何れもほぼ同様でありましたので、要約したものを机上配付させていただきました。大きくは3点に整理できるものと思われま

1点目です。答申された時間額951円のまま、最低賃金を決定することについては不服です。残念ながら答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。

長く続く物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金及びその近傍で働く方々の苦しさは大きくなっています。最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引上げるかという検討とともに、独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、生存権がしっかり保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。としています。

2点目です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に上げるとともに、地域間格差を是正してください。

Cランクを中心に「最低位からの脱却」「格差拡大を縮小させる」という考え方が年々顕著になっています。しかし、東京は1,163円、秋田は951円と依然として212円の格差となり、東京の8割の賃金で生活することは不合理であり、格差解消が必要です。現状でも秋田は同じランク内で下位であり、このまま推移すれば全国最下位になる危険性が高くなり、さらなる上げが必要だと考えます。

健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は時給1,500円以上との結果が出されています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円を展望し、賃金水準の上げとともに、地域間格差解消を具体的に示すため、さらなる上げが求められます。

3点目です。景気浮揚・最賃引上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所の経営は、原材料等の高騰、諸物価の高騰により厳しさを増しています。今必要なのは、政府の責任で優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、コストを適正に価格転嫁できるようにすること、金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。公益委員見解でも中小企業・小規模事業者への支援について、強く要望されています。この考えを審議会としても国に対して強力に発信していただきたいと思

異議申出の概要につきましては、以上でございますので、12件の異議申出について、ご審議をお願いいたします。

○長崎会長

ただ今、事務局から報告がありましたとおり、異議の申出が提出されておりますので、審議したいと思っております。申出書を見ますと、12件とも事務局から説明があった通り、引上げ額が不十分であるということ、記載されている異議の項目においては、ほぼ趣旨は同じ内容であるかと思われまます。

審議の方法ですが、これら12件の異議申出に対して一括して審議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長崎会長

労・使各側代表委員には事前に異議申出書の写しをお渡しし、内容を検討していただいておりますので、各側から異議申出に対するご意見をお願いいたします。

使用者側委員、意見ございませんか。

○小野委員

それでは私の方から申し上げます。12団体からの異議についてあらかじめ熟読させていただきました。最低賃金の決定にあたりましては、最低賃金法に規程された労働者の生計費・労働者の賃金・通常の事業の賃金支払い能力を考慮したうえで、時々の事情を総合的に勘案して決定することが適当であり、決定の3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果、とりわけ第4表の賃金上昇結果を最も重視して秋田県最低賃金の適正水準を検討し、また、データに基づいた慎重な検討に努めてきた次第であります。

また、しかしながらご承知のとおり、秋田県の最低賃金は、地方最低賃金審議会の目安額に4円上乗せした金額で改定すべきとの公益側の見解が示されたのちに採決が行われ、現行から54円、率にして6.0%増の951円に改正する旨、答申することが審議会で承認されたことはご承知のとおりであります。上げ幅、上げ率ともに過去最大でありまして、さらに影響率は29.3%と昨年度の21.9%を7.4ポイントも上回る結果となりました。

厳しい収益環境化下に中小企業・小規模事業者はあるわけで、その中で賃金上昇については、非常に重大な影響を及ぼすものと思われまますし、今後の事業継続に支障をきたしかねない企業も少なくないと捉えております。使用者側といたしましては一段の最低賃金引上げを求める異議申立てに対しては賛同いたしかねる旨、ご意見申し上げます。

○長崎会長

使用者側に確認ですが、異議申立てには賛同いたしかねるが、結論としては答申通りの決定でよろしいという趣旨ですか。

○小野委員

はい。

○長岐会長

労働者側委員、意見ございませんか。

○佐藤委員

12団体から提出された異議申出について意見を申し上げます。異議申出の内容を確認させていただきました。内容については、多く理解できる箇所はありますが、審議の中における労使の主張を踏まえていただき、加えて秋田県の様々な状況を勘案されたうえで、労使共通の認識である中小企業・小規模事業者への支援、生産性向上に対する支援、価格転嫁対策の取組みの継続と実効性の向上などを政府に対して強く要望した公益委員見解を尊重したいと思えます。したがって、答申内容のとおり決定していただきたいと存じます。

なお、今年度の審議は、不安定な世界情勢の影響により、物価高や実質賃金が26か月連続でマイナスになるなどデフレ脱却の道筋が不透明な中、労使の主張する金額に大変隔たりが大きく、昨年以上に厳しい状況の元での審議となったことから、残念ながら全会一致とはなりません。ただ、こうした状況においても、過去最高となった中賃の目安額に全国に先駆けて4円の上積みを実現し、かつ10月1日発効を堅持された公益委員の皆様判断に改めて敬意を表するとともに、今年度、地域別最低賃金の審議に関与されたすべての皆様に敬意を表しつつ異議申出に対する労働者側意見としては、答申通り決定していただきたいと申し上げます。以上です。

○長岐会長

使用者側、労働者側のご意見をお聞きすると、結論としては、秋田地賃の答申どおりの決定ということでした。それぞれ思うことはあるようで、理由は述べておりましたが結論は一致していると思えます。

あくまで秋田県独自で決めたことで、色々な周りの状況などを考えずに、8月5日に使用者側と労働者側が意見がある中で決めさせていただきましたが、答申どおり決定ということによろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

双方から意見を伺いましたが、意見としては労使ともに、異議申出の内容については一定の理解はできるところはあるものの、8月5日の答申は、労使各側の主張を検討し、審議をした結果でありますので、答申どおり決定することが適当であるとの結論です。したがって、当審議会の結論としては、異議申出の内容については、8月5日の答申どおり決定することが適当であるとの結論にしたいと思います。

また、労使双方から、特に労働者側委員より中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援策の一層の強化・充実に加えて、企業物価指数、消費者物価指数が高水準で推移する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための適切な価格転嫁に向けた支援策が着実に実施されるよう、政府に対し強く要望してほしいとのご意見がありました。

私としても、公益委員見解で示したとおり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施することが重要であると考えますので、審議会の結論を局長あて報告する報告文の中に、政府には、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるよう生産性向上支援や経営支援の一層の強化と活用促進のための周知等の徹底を求めるとともに、価格転嫁対策については、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底とパートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むよう求める旨盛り込みたいと思います。

それでは、この内容を異議申出に対する当審議会としての結論としたいと思います。

8月5日以降の全国の動きを見ればいろいろ考えることがあるとはいえ、秋田県独自で8月5日に労使の意見を聞いて決定したわけですので、本日のご意見とおり、異議申出に対する当審議会の結論としたいと思いますますがよろしいでしょうか。

よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長崎会長

それではご異議・ご意見がないようですので、異議申出に対する当審議会としての結論としたいと思います。

局長あての報告文については、付帯事項として、中小企業・小規模事業者への支援策の要望を盛り込んだ形で作成の上で、報告したいと思います。

ここで、局長からご発言があるようです。

○山本局長

ただ今、12件の異議申出に対して「8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論をいただきました。この結論に基づきまして、今年度の秋田県最低賃金の改定の手続きを進めてまいりたいと思います。

ご意見がありました中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策の充実・強化につきましては、労働局としても、業務改善助成金をはじめとした賃金引上げに向けた支援施策や働き方改革支援センターを通じた支援等について、引き続き周知広報の充実を図ってまいりたいと思います。また、企業物価指数、消費者物価指数が高水準で推移する中、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためには、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、取引適正化に向けた取り組みの継続・強化について厚生労働省本省へ上申するとともに、労働局においても監督署の事業場臨検監督の際に、価格転嫁指針を交付するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

今後は、改定後の最低賃金の履行確保に向け、広く県民に対する周知・広報に努めて参りますので、委員の皆様には、それぞれのお立場からご協力を願い申し上げます。

○長岐会長

ありがとうございました。議題1の異議審についてはこれで終わります。

次に、議題2の「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」審議を行ないます。

特別小委員会の委員長である臼木委員から報告をお願いします。

○臼木委員長

特別小委員会の委員長に拝命されました臼木でございます。この本審に先がけまして特別小委員会において審議を行いました。その審議結果について報告いたします。

特別小委員会は、8月5日に本審議会からの付託を受け、本日午前10時から第1回特別小委員会を開催し、申出のあった4件の特定最低賃金について、金額改正の必要性の有無を審議いたしました。

その審議の結果、申出のあった「非鉄金属製錬・精製業」、「電子部品等製造業」、「自動車製造業」、「自動車小売業」の4件の特定最低賃金とも、全会一致により、「改正の必要性がある」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

本審議会に対する報告文は事務局からご説明をお願いします。私からの報告は以上です。

○長岐会長

事務局よろしく願いいたします。



○佐藤賃金室長

報告文は机上に配付させておりますので、ご覧願います。

それでは、報告文を読み上げます。

---

令和6年8月21日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 臼木 智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の

必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和6年8月5日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

---

記 以下の読み上げは省略させていただきます。

また、残る3つの特定最低賃金につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

4枚目が、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上でございます。

○長岐会長

ただ今の特別小委員会からの報告について何かご質問等ございますか。

○委員多数

ありません。

○長岐会長

それでは諮問されていましたが4件の特定最低賃金については、「改正の必要性あり」とする特別小委員会の報告のとおり、労働局長に答申することとしたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのようにいたします。

事務局から答申文案を配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

---

令和6年8月21日

秋田労働局長

山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定  
の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

---

なお、残る3つの特定最低賃金につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの答申でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

4枚目が、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。以上でございます。

○長岐会長

ただ今の、答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長崎会長

それでは、労働局長に答申いたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

カメラ撮りは一旦中断させていただきます。それでは会長、引き続きよろしくお願いたします。

○長崎会長

ただ今答申いたしました「既設4件の特定最低賃金」の改正決定について、諮問があるようですので、労働局長から発言をお願いします。

○山本局長

ただ今、特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

この答申に基づきまして、改めて4件の特定最低賃金改正に係る金額審議をお願いしたく諮問させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のこととは存じますが、調査審議の上、できる限り速やかにご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力を

お願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○長崎会長

それでは、事務局から各委員に諮問文の写を配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、諮問文を読み上げます。

---

秋労発基0821第1号

令和6年8月21日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長崎 和行 殿

秋田労働局長

山本 博之

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)

---

以上でございます。

○長崎会長

ただ今、労働局長から既設4件の特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められました。

今後、それぞれの専門部会を設置して審議をお願いすることになりますが、事務局から各専門部会委員の推薦公示等、今後の予定について説明して下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

ただ今、労働局長から審議会に対しまして「令和6年度秋田県特定最低賃金の改正決定について」諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から意見を聴くこととなります。このための公示を、本日举行します。

併せて、各専門部会の委員を選任するための推薦公示も本日举行します。

公示の期間は、いずれも9月5日までといたします。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は、例年どおり、合同で開催したいと考えております。開催日時については、9月中旬から下旬頃を目途に開催したいと考えておりますが、今後選任されます各委員を含めて日程調整させていただいた上で、決定したいと思います。ご協力方よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○長岐会長

ただ今の説明について、委員の皆さんから何かございませんか。

これは地賃とは違う特定の4件ですので、また一から審議することになります。

委員の皆さまから特にないようですので、次の議題3のその他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。事務局から何かありますか。

#### ○佐藤賃金室長

事務局からは特にございません。

#### ○長岐会長

なければ、これをもちまして本審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。